児童虐待と思ったら通報を！

～児童虐待の早期発見と児童の早期保護～

児童虐待は、本来、児童を守るべき保護者が児童の身体や心を傷つけ、その健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与えてしまう重大な行為です。

児童に「不自然な怪我がある」、「薄汚れた服装をしている」、「子供の泣き声や叱る声が頻繁に聞こえる」等の兆候は、児童虐待の早期発見のポイントとなりますので、「今まさに虐待されているようだ」と感じたらすぐに通報をお願いします。



回覧

用土城

寄居警察署
☎581－0110
用土駐在所
☎584－3739

SNSで投資はサギ!?



指名手配犯人の検挙にご協力を！

警察では、11月中に全国警察の総力を挙げて指名手配被疑者の早期検挙に取り組んでおります。

この指名手配被疑者の発見に向けた活動には、県民の皆様のご協力が是非とも必要です。

指名手配犯人に似た人を見かけたら、すぐに警察への通報をお願いします。



用土駐在所日誌

【９月15日～10月15日】

- 人身事故‥1件
- 物件事故‥7件
- 窃盗被害‥0件



パトロール強化中、不審者を発見したら直ちに110番通報をお願いします。（24時間受付中）

【相談窓口のご案内】

警察では事故・事件などの被害による心の悩みに関する相談を受け付けています。

相談内容については、他人に漏れることはありません。

○　埼玉県警察犯罪被害者支援室
　　0120‐381858

○　公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター
　　048‐865‐7830

